

桶川市図書館資料の弁償に関する取扱細則

(趣旨)

第1条 この基準は、桶川市図書館設置及び管理条例（昭和60年3月26日条例第6号）第16条の規定に基づき、桶川市図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「資料」という。）の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 桶川市図書館の資料を破損、汚損もしくは亡失した者は、「図書館資料紛失・汚損・き損届」（任意の様式、図書館情報システムにて同等のものが出力できる場合は、これに代えることができる。）を提出し、当該資料について、30日以内に弁償をしなければならない。

2 資料の弁償は、原則として現物により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物による弁償が不可能な場合は、時価相当として桶川市教育委員会又は指定管理者が指定した資料で弁償するものとする。

(弁償の範囲)

第3条 破損、汚損、き損の場合の弁償を求める範囲は、別記「弁償を要する資料の破損等の範囲」によるものとする。

(弁償資料の取扱)

第4条 利用者が紛失により弁償した同一の資料または代替資料は、その後弁償すべき資料が発見された場合であっても返還しないものとする。ただし、桶川市教育委員会又は指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

2 利用者が汚損・破損した資料は、弁償完了後に当該利用者から申し出がある場合には、無償で譲渡することができるものとする。

(弁償の免除)

第5条 第2条の規定にかかわらず、桶川市教育委員会又は指定管理者は次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

- (1) 天災、火災等により、資料を破損・汚損・亡失したと認められる場合
- (2) 盗難（利用者の不注意による場合を除く。）等により、資料を紛失したと認められる場合
- (3) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合
- (4) 修復可能な場合
- (5) その他桶川市教育委員会又は指定管理者が弁償にあたらぬと判断する場合

(弁償期限経過後の措置)

第6条 桶川市教育委員会又は指定管理者は、弁償期限の30日を経過しても弁償されない場合は、当該利用者に対し、資料の貸出・延長・予約を停止するものとする。ただし、弁償することに相当な期間を要すると桶川市教育委員会又は指定管理者が判断した場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、弁償の取扱いについて必要な事項は、桶川市教育委員会又は指定管理者が定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

別記

弁償を要する資料の破損等の範囲

1 図書・雑誌

対 象	状 態
水濡れ・飲食物のシミなど	<ul style="list-style-type: none"> ① 水濡れ等により、ページに歪み、または波打ち等が生じた場合 ② お茶・コーヒー等の飲食物により、シミなどの汚れが生じた場合 ③ 飲食物やセロテープ・のり等の付着によりページが接着した場合、また接着をはがしたことにより、ページが欠損した場合 ④ 水濡れ等によりカビが発生した場合
資料の一部の破損・汚損・亡失	<ul style="list-style-type: none"> ① 修理しても読むのに支障の出る破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合 ② たばこ・鍋等による焦げ跡が残った場合 ③ 型紙、地図等の付録を破損・汚損・亡失した場合（版も含めて、同じ資料であれば、付録のみ弁償。）
書き込み	<ul style="list-style-type: none"> ① マジック・ボールペン・クレヨン・マーカ一等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ② 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、消したあとにも読み取りが困難、あるいは痕跡が残る場合 ③ 鉛筆等の消すことが可能な筆記用具で、消すことにより絵や文字等に色あせが生じた場合
汚れ、シミ、食べかす等	<ul style="list-style-type: none"> ① 血液、食べこぼし、ペットの糞尿等、衛生上問題がある場合 ② 汚れが文字や絵にかかっている場合 ③ 文字や絵にかかっていなくても、汚れが複数ページ、数か所に及ぶ場合
噛み（咬み）跡	<ul style="list-style-type: none"> ① 乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や

	傷が生じた場合、資料が破損した場合
異物の挟み込み等	毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合
その他	利用者の故意または過失により、利用に供することが困難と判断される場合

2 視聴覚資料

対 象	状 態
資料の一部の破損・汚損・亡失	<p>① 再生機器で再生できない状態になった場合、または再生の際に機器に損失の生ずる恐れのある場合</p> <p>② 歌詞カード、解説書等の付録を破損・汚損・亡失した場合（本体CDが使用できる場合は付録のみ弁償。）</p>

任意の様式(例)

図書館資料紛失・汚損・き損届

平成 年 月 日

私 _____ (利用者コード _____ 電話番号 _____)
が借りた下記の資料について、(紛失 汚損 き損)したのでお届けいたします。

書名			
著者	※	出版社	※
分類	※	登録番号	※
ISBN	※	本体価格	円
受付館	中央 桶川 川田谷 坂田	弁償後資料	必要 不要

※ =図書館記入

1. 現物入手が可能であるので、現物をもって弁償いたします。
2. 現物入手不可能なため、図書館が指定する資料をもって弁償いたします。

(弁償指定資料は、下記のとおりとします。)

書名	※		
著者	※		
出版社	※	本体価格	※ 円
ISBN	※	連絡日	※ 年 月 日

※=図書館記入

弁償本受取日 平成 年 月 日

..... キ...リ...ト...リ...セ...ン

受 領 書

_____様
弁償本として下記資料を受領いたしました。

書名	※		
著者	※	出版社	※
ISBN	※	本体価格	※ 円

弁償本受取日 平成 年 月 日

桶川市図書館

任意の様式(例)

図書館資料(CD)紛失・汚損・き損届

平成 年 月 日

私 _____ (利用者コード _____ 電話番号 _____)
が借りた下記の資料について、紛失・汚損・き損したのでお届けいたします。

※ =図書館記入

題名			
歌手又は 作曲者	※	発売元	※
記号	※	登録番号	※
商品番号	※	本体価格	円

3. 現物入手が可能であるので、現物をもって弁償いたします。

4. 現物入手不可能なため、図書館が指定する資料をもって弁償いたします。

(弁償指定資料は、下記のとおりとします。)

※=図書館記入

題名	※		
歌手又は 作曲者	※		
発売元	※	本体価格	※ 円
商品番号	※	連絡日	※ 年 月 日

弁償資料受取日 平成 年 月 日

..... キ...リ...ト...リ...セ...ン

受領書

_____様

弁償資料として下記資料を受領いたしました。

題名	※		
歌手 (作曲者)	※	発売元	※
商品番号	※	本体価格	※ 円

弁償資料受取日 平成 年 月 日

桶川市図書館